

神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針

第一章 総則

(目的)

第1条 この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく保安上必要な事項を定めることにより、神奈川県内の高圧ガスによる災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この指針は、特に定めのない限り、法で定める許可、届出を必要とする施設について、適用する。

(用語の意義)

第3条 この指針において、用語の意義は、法の定めによる。

第二章 高圧ガス製造施設

(製造施設に係る事項)

第4条 法第8条第1号及び第12条第1項で規定する製造の許可等（冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）の適用を受ける高圧ガスを除く。）に係る施設は、法、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）及びコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 除害設備及び緊急遮断装置は、手動で作動でき、かつガス漏えい検知警報設備と連動して作動するものであること。
- (2) 病院内に設置される液化酸素用コールド・エバポレーター（以下、「酸素CE」という。）は、次のいずれかの場合を除き、病院の建物から5m以上の距離を確保すること。
 - ア 酸素CEから水平距離5m以内、かつ酸素CE頂部以下の範囲に、病院の建物の窓（網入りガラス、強化ガラス等強度があり、開閉できないものを除く。以下同じ。）、扉等がない場合。
 - イ 病院の建物と酸素CEの間に、酸素CEに対応した障壁がある場合。
 - ウ 一般則第6条の2第2項に適合する酸素CEの場合。
- (3) 病院内に設置される酸素CEに係る液化酸素移動式製造設備の停車位置は、次の場合を除き、病院の建物から5m以上の距離を確保すること。
 - ア 病院の建物の液化酸素移動式製造設備停止位置に面した側に、玄関又は窓等の開口部がない場合。
 - イ 一般則第6条の2第2項に適合する酸素CEの場合。
- (4) 可燃性ガス及び液化石油ガス（以下「可燃性ガス等」という。）の高圧ガス設備にあつては、次の場合を除き、周囲2m内での火気の使用を禁止すること。

ア 当該製造設備と火気との間に、当該設備から漏えいしたガスの流動を防止するための措置を講じた場合。

- (5) 貯槽は、高圧ガスの種類に関わらず、付近から視認できるようにガスの名称を掲げること。
- (6) 一般則第6条第1項第42号へ及びコンビ則第5条第1項第65号トに規定する滞留しないような構造は、例示基準で定めるほか、貯蔵するガスの比重が空気より大きい場合の下部換気口の通風可能面積が、床面積1㎡につき300cm²以上であること。
- (7) 可燃性ガス等及び酸素を100㎡以上貯蔵する容器置場は、容器置場の床面積1㎡につき毎分2ℓ以上の水量を20分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。
- (8) 可燃性ガスのプラットホームとタンクローリー停車位置は、液石則例示基準「26. 防消火設備」に示される水噴霧装置または散水設備を設けること。
- (9) 同一敷地内に事務所がない製造施設は、次に掲げる事項を外部から見えやすい場所に掲示すること。
 - ア 高圧ガスの名称
 - イ 責任者等の名称
 - ウ 緊急時の連絡先
- (10) 可燃性ガス等及び毒性ガスの塔槽類（耐震設計構造物に限る。）を有する事業所は、地震以外の振動等に影響されない場所に、地震計を設置すること。
- (11) 前号の事業所は、高圧ガス施設ごとに、緊急停止装置と地震計が連動して作動すること。なお、緊急停止装置が作動する地震計の設定値は、高圧ガス施設の耐震性、地盤の状況及び関連事業所への影響等を考慮して定めること。
- (12) コンビ則の適用を受ける可燃性ガスの製造設備におけるガス漏えい検知警報設備は、コンビ則及び例示基準で定めるガス漏えい検知警報設備に加え、製造する可燃性ガスの爆発下限界の1/10以下で当該ガスを検知し発報するガス漏えい検知警報設備を、装置、貯槽区画ごとの周囲4方向の50m以内にそれぞれ1個設置すること。
- (13) 一般則第7条第2項第8号の規定は、蓄圧器に取り付けた配管においても、同様の措置を講ずること。

(冷凍施設に係る事項)

第5条 法第8条第1号及び第12条第1項で規定する製造の許可等（冷凍則の適用を受けるものに限る。）に係る施設は、法及び冷凍則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

- (1) アンモニアを冷媒として使用する冷凍施設（法第27条の4第1項第1号の経済産業省令で定める施設を除く。）の放出管は、冷凍則第7条第1項第9号で求めるほか、次に掲げる設備に設置すること。
 - ア ドレン弁（油水分離器を除く）
 - イ 不凝縮ガスパージャー
- (2) 除害設備は、手動で作動でき、かつガス漏えい検知警報設備と連動して作動するものであること。

第三章 貯蔵施設

(貯蔵施設に係る事項)

第6条 法第16条第2項及び法第17条の2第1項で規定する貯蔵に係る施設は、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 一般則第6条第1項第42号へに規定する滞留しないような構造は、例示基準で定めるほか、貯蔵するガスの比重が空気より大きい場合の下部換気口の通風可能面積が、床面積1㎡につき300cm²以上であること。
- (2) 可燃性ガス等及び酸素を100㎡以上貯蔵する容器置場は、容器置場の床面積1㎡につき毎分2ℓ以上の水量を20分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。
- (3) 毒性ガスを貯蔵する場合は、迅速に対応できる距離に消火器を設置すること。
- (4) 除害設備及び緊急遮断装置は、ガス漏えい検知警報設備の警報発報時に連動して作動するものであること。
- (5) 同一敷地内に事務所がない容器置場は、法及び一般則で定めるほか、次に掲げる事項を外部から見えやすい場所に掲示すること。
 - ア 貯蔵する高圧ガスの名称
 - イ 責任者等の名称
 - ウ 連絡先
- (6) 緊急遮断装置を設けている可燃性ガス等及び毒性ガスの貯槽（耐震設計構造物に限る。）を有する事業所は、地震以外の振動等に影響されない場所に地震計を設置すること。
- (7) 前号の事業所は、貯槽ごとに、緊急遮断装置と地震計が連動して作動すること。なお、緊急遮断装置が作動する地震計の設定値は、高圧ガス施設の耐震性、地盤の状況及び関連事業所への影響等を考慮して定めること。

第四章 移動

(移動に係る事項)

第7条 高圧ガスの移動にあつては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 高圧ガスを車両により移動するとき（容器の内容積が25L以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が50L以下である場合を除く。）は、知事の指定する団体が行う講習を団体が指定する期間内に受講すること。

第五章 販売業者等

(販売に係る事項)

第8条 高圧ガスの販売にあつては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 可燃性ガス等及び酸素を100㎡以上貯蔵する容器置場は、容器置場の床面積1㎡につき毎分2ℓ以上の水量を20分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。
- (2) 毒性ガスを貯蔵する場合は、迅速に対応できる距離に消火器を設置すること。
- (3) 販売業者等は、6ヶ月に1回以上、消費先における高圧ガス容器の管理状況を確認し、必

要に応じて指導すること。

第六章 消費者

(消費に係る事項)

第9条 高圧ガスの消費にあつては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 使用済みの高圧ガス容器は、直ちに販売業者等へ返却すること。
- (2) 高圧ガス容器は、原則として6ヶ月以上留置しないこと。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成30年12月4日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく安全保安上必要な事項を定めることにより、神奈川県内の高圧ガスによる災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この指針は、特に定めのない限り、法で定める許可、届出を必要とする施設について、適用する。

(用語の意義)

第3条 この指針において、用語の意義は、法の定めによる。

(解説)

第1条 「目的」について

この基準は、高圧ガスに係る保安レベルを、これまでの取組み、近年状況を踏まえながら、高圧ガスによる災害を防止し、もって公共の安全をより一層確実に確保するため、高圧ガス保安法や政省令に加えて、神奈川県行政手続条例（平成7年3月14日条例第1号）に基づく行政指導を行うための指針として定めるものである。

第二章 高圧ガス製造施設

(製造施設に係る事項)

- (1) 除害設備及び緊急遮断装置は、手動で作動でき、かつガス漏えい検知警報設備と連動して作動するものであること。
- (2) 病院内に設置される液化酸素用コールド・エバポレーター（以下、「酸素CE」という。）は、次のいずれかの場合を除き、病院の建物から5m以上の距離を確保すること。
 - ア 酸素CEから水平距離5m以内、かつ酸素CE頂部以下の範囲に、病院の建物の窓（網入りガラス、強化ガラス等強度があり、開閉できないものを除く。以下同じ。）、扉等がない場合。
 - イ 病院の建物と酸素CEの間に、酸素CEに対応した障壁がある場合。
 - ウ 一般則第6条の2第2項に適合する酸素CEの場合。
- (3) 病院内に設置される酸素CEに係る液化酸素移動式製造設備の停車位置は、次の場合を除き、病院の建物から5m以上の距離を確保すること。
 - ア 病院の建物の液化酸素移動式製造設備停止位置に面した側に、玄関又は窓等の開口部がない場合。
 - イ 一般則第6条の2第2項に適合する酸素CEの場合。
- (4) 可燃性ガス及び液化石油ガス（以下「可燃性ガス等」という。）の高圧ガス設備にあつては、次の場合を除き、周囲2m内での火気の使用を禁止すること。

ア 当該製造設備と火気との間に、当該設備から漏えいしたガスの流動を防止するための措置を講じた場合。

- (5) 貯槽は、高圧ガスの種類に関わらず、付近から視認できるようにガスの名称を掲げること。
- (6) 一般則第6条第1項第42号へ及びコンビ則第5条第1項第65号トに規定する滞留しないような構造は、例示基準で定めるほか、貯蔵するガスの比重が空気より大きい場合の下部換気口の通風可能面積が、床面積1㎡につき300cm²以上であること。
- (7) 可燃性ガス等及び酸素を100㎡以上貯蔵する容器置場は、容器置場の床面積1㎡につき毎分2ℓ以上の水量を20分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。
- (8) 可燃性ガスのプラットホームとタンクローリー停車位置は、液石則例示基準「26. 防消火設備」に示される水噴霧装置または散水設備を設けること。
- (9) 同一敷地内に事務所がない製造施設は、次に掲げる事項を外部から見えやすい場所に掲示すること。
 - ア 高圧ガスの名称
 - イ 責任者等の名称
 - ウ 緊急時の連絡先
- (10) 可燃性ガス等及び毒性ガスの塔槽類（耐震設計構造物に限る。）を有する事業所は、地震以外の振動等に影響されない場所に、地震計を設置すること。
- (11) 前号の事業所は、高圧ガス施設ごとに、緊急停止装置と地震計が連動して作動すること。なお、緊急停止装置が作動する地震計の設定値は、高圧ガス施設の耐震性、地盤の状況及び関連事業所への影響等を考慮して定めること。
- (12) コンビ則の適用を受ける可燃性ガスの製造設備におけるガス漏えい検知警報設備は、コンビ則及び例示基準で定めるガス漏えい検知警報設備に加え、製造する可燃性ガスの爆発下限界の1/10以下で当該ガスを検知し発報するガス漏えい検知警報設備を、装置、貯槽区画ごとの周囲4方向の50m以内にそれぞれ1個設置すること。
- (13) 一般則第7条第2項第8号の規定は、蓄圧器に取り付けた配管においても、同様の措置を講ずること。

(解説)

第4条 「製造施設に係る事項」について

- (1) 除害設備及び緊急遮断装置とガス漏えい検知警報設備の連動は、漏えい等による被害が予想される施設に対し、被害の拡大を防ぐことを目的としている。

このため、それぞれ一般則、液石則及びコンビ則で設置が求められている施設を対象とし、除害設備及び緊急遮断装置とガス漏えい検知警報設備のうち一方のみ設置が求められる設備においては、適用されない。

連動する濃度は、原則、警報設定値とするが、ガス漏えい検知警報設備の誤作動による緊急遮断装置の作動が設備トラブルの原因となる場合は、警報設定値の10倍以下の範囲で設定することができる。
- (2) (3) 病院の建物との離隔は、病院の建物内には、患者等の自力で避難が困難な第三者が多数いることから、特に危険性の高い酸素CE及び移動式製造設備に対し、第三者の安全性

を確保することを目的としている。

- (4) 火気との離隔は、可燃性ガス等を取り扱う高圧ガス設備から漏えいしたガスが火気に流動することを防止することを目的とし、一般則第6条第2項第8号ニの規定を準用することとする。

「火気」とは、一般に火をいい、ライター・マッチの火、焚火、タバコの火や車のエンジンの火花等も含まれる。一般則、液石則及びコンビ則では、可燃性ガスの高圧ガス設備から「火気を取り扱う施設」（事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるもの）に対する距離を規定しているが、本基準では、火気そのものに対する距離を規定している。このため、火気を取り扱う施設については、法令のとおり。

「当該設備から漏えいしたガスの流動を防止するための措置」とは、例示基準で示す流動防止措置をいい、当該措置を講じた場合は、迂回水平距離とすることができる。

また、ローリー受入設備に対しての距離は、ローリー停止位置からの距離とする。

- (5) ガス名の表示は、災害時等に消防組織等が現場で適切な判断をするための情報とすることを目的としている。

表示の方法は、直接ペイントするなど貯槽本体に表示することを原則とするが、地下貯槽等直接表示できない場合は、看板等を設置することでも可能とする。

- (6) 空気より重いガスは、漏えい時、液化石油ガスと類似の挙動を示すと考えられるため、通風可能面積の考え方は、液石則例示基準の内容を準用することとする。

下部換気口に網等が取り付けられている場合は、その有効面積を通風可能面積とする。

- (7) 散水装置の設置は、可燃性ガス等及び酸素容器の温度上昇による、安全弁等からのガス漏えいやそれに伴う火災及び周辺火災からの類焼を防ぐことを目的としている。

このため、散水装置の操作位置は、災害等非常時を想定し、安全に操作できる場所に設置すること。なお、当該散水装置は、必ずしも保安電力及び貯水槽の設置を求めるものではない。

- (8) 一般則適用の可燃性ガスも、液化石油ガスと同等の危険性を有すると考えられることから、液石則に準じた保安措置を求めることとする。

- (9) 当該規定は、無人時の災害において、目撃者等が事業者へ迅速に連絡、通報ができるようにすること目的としている。

このため、タンクローリー等の移動式製造設備の駐車場などを想定しており、それ以外の定置式製造設備においては、原則同一敷地内に事務所を設けることが望ましい。

- (10) 「地震以外の振動等に影響されない場所」とは、地震発生時に確実に作動し、かつ通常時に誤作動等により信頼性を失うことのない場所をいう。

設置場所を検討するにあっては、高圧ガス施設の基礎上が望ましいが、防爆エリア等の制限により設置が困難な場合は、軟弱な地盤、重量車両が通行する付近等を避けた場所に設置すること。

- (11) 「緊急停止装置」とは、緊急遮断装置など高圧ガス施設を安全かつ速やかに停止するための装置を指す。

「高圧ガス施設ごと」とは、コンビナート事業所の場合、エチレン製造装置、流動接触分解装置、間接脱硫装置等の1施設を指し、その他の事業所の場合、液化石油ガス等のガス名ごとの高圧ガス施設を指す。

連動停止は、高圧ガス施設ごとに、地震計との連動停止ができるシステムを構築し、直ちに緊急停止すること望ましいが、即時停止することにより高圧ガス施設及び関連設備に支障が生じる等、総合的判断を必要とする場合は、人為的手法又は遅延機構により停止することができる。

ただし、人為的手法又は遅延機構により停止する場合は、運転中に計器室等で常時監視体制がとられており、遅延機構を挿入する場合は、運転中常時監視体制がとれる計器室等において、地震規模等を判断して遅延機構を解除し、緊急停止ができる保安要員が確保されている場合に限る。

- (12) 当該規定は、装置、貯槽区画の環境検知用に設置し、ガス漏えい等の異常に対して、早期かつ広範囲に検知できる条件を勘案して、検知濃度を爆発下限界の1/10を目安とすることとする。

なお、「装置、貯槽区画」とは、可燃性ガスを製造する高圧ガス製造施設のうち、高圧ガス設備のある区画（導管、構内配管及び同一区画内の高圧ガス設備以外の設備がある部分を除く。）をいう。

- (13) 当該規定は、圧縮水素の蓄圧器に求める措置が示されたことから、同様に可燃性ガスの圧縮ガスである圧縮天然ガスの蓄圧器についても、同等の措置を求めることを目的とし、圧縮水素スタンドに係る技術上の基準を準用することとする。

(冷凍施設に係る事項)

第5条 法第8条第1号及び第12条第1項で規定する製造の許可等（冷凍則の適用を受けるものに限る。）に係る施設は、法及び冷凍則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満足すること。

- (1) アンモニアを冷媒として使用する冷凍施設（法第27条の4第1項第1号の経済産業省令で定める施設を除く。）における放出管にあつては、冷凍則第7条第1項第9号で求めるほか、次に掲げる設備に設置すること。

ア ドレン弁（油水分離器を除く）

イ 不凝縮ガスパージャー

- (2) 除害設備は、手動で作動でき、かつガス漏えい検知警報設備と連動して作動するものであること。

(解説)

第5条 「冷凍施設に係る事項」について

- (1) 例示した施設が作動した際に、アンモニアがそのまま雰囲気中に放出されると、作業員等の安全に支障が生じるため、これを防ぐことを目的としている。

このため、自動的に作動しないものにあつては、放出の都度ホース等で放出管に接続するような構造とすることが出来る。

- (2) 除害設備及びガス漏えい検知警報設備は、漏えい等による被害が予想される施設に対し、被害の拡大を防ぐことを目的としている。

このため、冷凍則で設置が求められている施設を対象とし、除害設備とガス漏えい検知警

報設備のうち一方のみ設置が求められる設備においては、適用しない。

第三章 貯蔵施設

(貯蔵施設に係る事項)

第6条 法第16条第2項及び法第17条の2第1項で規定する貯蔵に係る施設は、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満足すること。

- (1) 一般則第6条第1項第42号へに規定する滞留しないような構造は、例示基準で定めるほか、貯蔵するガスの比重が空気より大きい場合の下部換気口の通風可能面積が、床面積1㎡につき300cm²以上であること。
- (2) 可燃性ガス等及び酸素を100㎡以上貯蔵する容器置場は、容器置場の床面積1㎡につき毎分2ℓ以上の水量を20分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。
- (3) 毒性ガスを貯蔵する場合は、迅速に対応できる距離に消火器を設置すること。
- (4) 除害設備及び緊急遮断装置は、ガス漏えい検知警報設備の警報発報時に連動して作動するものであること。
- (5) 同一敷地内に事務所がない容器置場は、法及び一般則で定めるほか、次に掲げる事項を外部から見えやすい場所に掲示すること。
 - ア 貯蔵する高圧ガスの名称
 - イ 責任者等の名称
 - ウ 連絡先
- (6) 緊急遮断装置を設けている可燃性ガス等及び毒性ガスの貯槽（耐震設計構造物に限る。）を有する事業所は、地震以外の振動等に影響されない場所に地震計を設置すること。
- (7) 前号の事業所は、貯槽ごとに、緊急遮断装置と地震計が連動して作動すること。なお、緊急遮断装置が作動する地震計の設定値は、高圧ガス施設の耐震性、地盤の状況及び関連事業所への影響等を考慮して定めること。

(解説)

第6条 「貯蔵施設に係る事項」について

- (1) 空気より重いガスは、漏えい時、液化石油ガスと類似の挙動を示すと考えられるため、通風可能面積の考え方は、液石則例示基準の内容を準用することとする。

下部換気口に網等が取り付けられている場合は、その有効面積を通風可能面積とする。
- (2) 散水装置の設置は、可燃性ガス等及び酸素容器の温度上昇により、安全弁等からのガス漏えいやそれに伴う火災及び周辺火災からの類焼を防ぐことを目的としている。

このため、散水装置の操作位置は、災害等非常時を想定し、安全に操作できる場所に設置すること。なお、当該散水装置は、必ずしも保安電力及び貯水槽の設置を求めるものではない。
- (3) 「迅速に対応できる距離」とは、周辺火災等から貯蔵施設を保護するため、歩行距離20m以下を目安とする。

なお、一般則で定める温度の上昇を防止するための措置や防火設備や消防法等で定める建物用の防消火設備など、貯蔵設備を周辺火災等から保護できる設備が既に設置されている場合は、本号の消火器の設置を省略することが出来る。

- (4) 除害設備、緊急遮断弁及びガス漏えい検知警報設備は、一般則及び液石則で設置が求められている施設を対象としている。このため、除害設備及び緊急遮断弁とガス漏えい検知警報設備のうち一方のみ設置が求められる設備においては、適用されない。
- (5) 当該規定は、無人時の災害において、目撃者等が事業者へ迅速に連絡、通報ができるようにすること目的としている。
- (6) (7) 地震計との連動遮断ができるシステムを構築し、地震の際に、大口径配管の破断等によるガスの大量漏えいを未然に防ぐことを目的としている。

第四章 移動

(移動時に係る事項)

第7条 高圧ガスの移動にあつては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満足すること。

- (1) 高圧ガスを車両により移動するとき（容器の内容積が25L以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が50L以下である場合を除く。）は、知事の指定する団体が行う講習を団体が指定する期間内に受講すること。

(解説)

第7条 「移動時に係る事項」について

- (1) 知事の指定する団体とは、公益社団法人神奈川県高圧ガス防災協議会を指す。
当該規定は、公道等において、高圧ガスを安全に運ぶために必要な保安上の措置等について、運送者に定期的な保安教育の機会を与えることを目的としている。
このため、他県において、高圧ガスの移動に関する講習会を受講している場合においては、本項の講習を受講したものとみなすことができる。

第五章 販売業者等

(販売に係る事項)

第8条 高圧ガスの販売にあつては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満足すること。

- (1) 可燃性ガス等及び酸素を100 m³以上貯蔵する容器置場には、容器置場の床面積1 m²につき毎分20以上の水量を20分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。
- (2) 毒性ガスを貯蔵する場合は、迅速に対応できる距離に消火器を設置すること。
- (3) 販売業者等は、6ヶ月に1回以上、消費先における高圧ガス容器の管理状況を確認し、必要に応じて指導すること。

(解説)

第8条 「販売に係る事項」について

- (1) 散水装置の設置は、可燃性ガス等及び酸素容器の温度上昇により、安全弁等からのガス漏えいやそれに伴う火災及び周辺火災からの類焼を防ぐことを目的としている。

このため、散水装置の操作位置は、災害等非常時を想定し、安全に操作できる場所に設置すること。なお、当該散水装置は、必ずしも保安電力及び貯水槽の設置を求めるものではない。

- (2) 「迅速に対応できる距離」とは、周辺火災等から貯蔵施設を保護するため、歩行距離 20m 以下を目安とする。

なお、消防法等で定める建物用の防消火設備など、毒ガスの容器を周辺火災等から保護できる設備が既に設置されている場合は、本号の消火器の設置を省略することが出来る。

- (3) 当該規定は、消費先で高圧ガス容器の管理が不十分になることで発生する事故を防ぐことを目的とし、高圧ガスの一般的な消費の実態を勘案して6ヶ月を目安に定期的な確認の実施を求めることとする。

このため、当該既定は、法第 41 条に規定する容器を対象とする。

第六章 消費者

(消費に係る事項)

第9条 高圧ガスの消費にあつては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満足すること。

- (1) 使用済みの高圧ガス容器は、直ちに販売業者等へ返却すること。
(2) 高圧ガス容器は、原則として6ヶ月以上留置しないこと。

(解説)

第9条 「消費に係る事項」について

この事項は、高圧ガス容器の管理が行き届かなくなることによる放置容器の発生を防止することを目的としている。

このため、消費者とは、高圧ガスを消費する者のうち、法第 41 条に規定する容器により高圧ガスを貯蔵するすべての者を対象とする。ただし、高圧ガスを燃料として使用する車両において、当該車両の燃料の用のみに消費される高圧ガスを除く。

- (2) 当該規定は、容器管理が適切に行われていることを前提とし、販売業者等と協議の上で保管期間を延長することができる。